

令和8年西東京市教育委員会第4回定例会会議録

- 1 日 時 令和8年4月21日（火）
開会 午後2時00分 閉会 午後3時18分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 後 藤 彰
教 育 長 職 務 代 理 者 服 部 雅 子
委 員 今 井 ゆ み
委 員 宍 戸 鈴 子
委 員 安 江 勝 信
委 員 佐 藤 忠 彦
- 5 出席職員 教 育 部 長 佐 野 剛
地 域 学 習 推 進 担 当 部 長 早 川 礼 成
教 育 企 画 課 長 飯 島 陽 子
学 務 課 長 大 谷 健
教 育 部 主 幹（学 務 課） 稲 村 敬 史
教 育 指 導 課 長 鈴 木 壮 平
教 育 部 主 幹（教 育 指 導 課） 山 崎 新 平
統 括 指 導 主 事 高 野 郁 子
指 導 主 事 佐 伯 豊 明
指 導 主 事 内 藤 幸 雄
指 導 主 事 岩 元 龍一郎
教 育 支 援 課 長 宮 崎 洋 子
地 域 学 習 推 進 課 長 古 川 謙 一
公 民 館 長 近 藤 直
図 書 館 長 福 所 良 幸
- 6 事 務 局 教育企画課長補佐兼庶務係長 佐々木 通
- 7 傍 聴 人 0人

令和 8 年西東京市教育委員会第 4 回定例会議事日程

日 時 令和 8 年 4 月 21 日（火）午後 2 時から
場 所 田無第二庁舎 4 階 会議室

- 第 1 西東京市教育委員会教育長職務代理者指名の報告
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名委員の指名
- 第 4 議案第 21 号 教育財産の取得について（申出）についての専決処分について
- 第 5 議案第 22 号 西東京市教育委員会の社会教育主事の解任及び任命についての専決処分について
- 第 6 議案第 23 号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
- 第 7 議案第 24 号 西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分について
- 第 8 議案第 25 号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の解任及び任命についての専決処分について
- 第 9 議案第 26 号 西東京市立小学校学校運営協議会委員の任命について
- 第 10 議案第 27 号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について
- 第 11 議案第 28 号 西東京市図書館協議会委員の解任及び任命についての専決処分について
- 第 12 議案第 29 号 令和 8 年度西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択方針について
- 第 13 報 告 事 項
 - (1) 令和 8 年西東京市議会第 1 回定例会報告（教育関係）
 - (2) 児童生徒数・学級数の状況について
 - (3) 学校医等の委嘱について
 - (4) 西東京市公立学校教職員に関する処分について
 - (5) 教育財産の引継ぎについて（報告）
 - (6) 令和 8 年度西東京市公民館事業計画
 - (7) 令和 8 年度西東京市図書館事業計画
- 第 14 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和 8 年第 4 回定例会
(4 月 21 日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○後藤教育長 ただいまから令和8年西東京市教育委員会第4回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は傍聴の申し出はありませんが、途中で申し出があった場合は入室を認めることとします。

日程第1 西東京市教育委員会教育長職務代理者指名の報告を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、令和8年3月31日付で服部雅子委員を職務代理者として指名いたしましたので、報告いたします。よろしくお願いします。

○服部教育長職務代理者 よろしく申し上げます。

○後藤教育長 日程第2 議席の指定を行います。

議席の指定は、西東京市教育委員会会議規則第5条の規定により、教育長が定めることとされております。委員の議席は、ただいま御着席の席を議席として指定いたします。

○後藤教育長 日程第3 会議録署名委員の指名を行います。本日は今井委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○後藤教育長 それでは、本日は今井委員にお願いいたします。

○後藤教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第13 報告事項 （4）西東京市公立学校教職員に関する処分については、人事に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして会議を秘密会とし、日程第14 その他の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○後藤教育長 御異議ないようですので、ただいまの案件については秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

○後藤教育長 日程第4 議案第21号 教育財産の取得について（申出）についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○古川地域学習推進課長 それでは、議案第21号、教育財産の取得（申出）につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の資料を御覧ください。

教育財産の取得（申出）について、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同規則第6条の規定によりこれを報告するものでございます。

提案理由でございます。下野谷遺跡の国指定用地の取得のため、市長に土地取得を申し出るに当たり、令和8年度予算成立後、庁内関係部署との調整の結果、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的な余裕がなかったため、専決処分をしたのでこれを報告し、承認を得る必要があるためのものでございます。

恐れ入りますが、資料をおめくりください。こちらが専決処分書になります。

本件の土地につきましては、令和7年5月20日の教育委員会定例会におきまして、国指定の追加指定についての議案を御承認いただき、国の文化審議会で審議、答申を経まして、令和8年2月17日、官報告示によりまして国史跡として指定された土地でございます。この土地について、4月3日付で市長への申出を行ったものでございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第21号 教育財産の取得について（申出）についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○後藤教育長 日程第5 議案第22号 西東京市教育委員会の社会教育主事の解任及び任命についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○佐野教育部長 議案第22号 西東京市教育委員会の社会教育主事の解任及び任命についての専決処分について、の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、社会教育主事の解任及び任命について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分をしたため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、2枚目の専決処分書を御覧ください。

職員の人事異動に伴いまして、令和8年3月31日付で現任の社会教育主事を解任し、同年4月1日付で新たな社会教育主事を任命するものでございます。

以上、西東京市教育委員会の社会教育主事の解任及び任命についての専決処分について、の説明とさせていただきます。御承認賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第22号 西東京市教育委員会の社会教育主事の解任及び任命についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○後藤教育長 日程第6 議案第23号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○佐野教育部長 議案第23号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、令和8年4月1日付の人事異動に伴う教育委員会の職員の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分をしたため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

恐れ入ります、2枚目の専決処分書を御覧ください。教育委員会事務局職員及び教育委員会職員の異動に関するものでございます。

異動の内容につきましては、表を御覧いただきたいと思います。4月1日付の人事異動となります。

教育部への異動でございますが、学務課長をはじめ17名が教育委員会へ出向となり、教育指導課長が東京都より派遣されたため、それぞれの部署に配置をしたところでございます。また、主幹、課長補佐、主査、主任など7名が昇任となっております。そのほか新規採用7名が教育委員会へ出向となり、それぞれの部署に配置をしたところでございます。

4枚目、最後のページをお願いいたします。こちらは地域学習推進課長をはじめ9名が市長部局へ出向となっております。表の最後になりますが、1名が教育委員会へ出向となり、学校に配置をしております。

以上、職員の人事についての説明とさせていただきます。御承認賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第23号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○後藤教育長 日程第7 議案第24号 西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○鈴木教育指導課長 議案第24号 西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分について、につきまして、提案理由等を説明申し上げます。

本議案につきましては、令和8年4月1日付の西東京市公立学校の教員の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により令和8年3月31日に専決処分をしたため、同規則第6条の規定により報告を行うものでございます。

恐れ入ります、2枚目の専決処分書を御覧ください。西東京市公立学校の教員の異動に関するものでございます。

異動の内容につきましては、表の部分を御覧いただきたいと思います。

まず、転出でございますが、表にありますとおり、小学校が77名、中学校が30名の合計

107名の教員が西東京市から他地区へ、また西東京市内での異動となりました。

続きまして、転入でございますが、新規採用を含め小学校が109名、中学校が49名の合計158名の教員が他地区から西東京市へ、また西東京市内での異動となり配置をいたしました。このうち教員公募での転入者は、小学校が28名、中学校11名の計39名、新規採用教員は小学校34名、中学校16名の計50名となっております。

以上でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○服部教育長職務代理者 その年によって、特に学級数が多い学校でたくさんの異動が見られる場合があるんですが、これは先生方の任期がちょうどそういうタイミングに重なったということで、こういう事態になるのでしょうか。

○鈴木教育指導課長 おっしゃるとおり、規模によって、あとはそのタイミングによってではあるんですが、原則6年たつと異動対象になります。ただ、3年以上でないと異動——下限としては3年以上ですので、3年以上6年以下の中で、その教員の希望によって異動のタイミングは違いますが、その人数が、希望が重なったときに多いというような状況になる場合もございます。

○服部教育長職務代理者 ありがとうございます。主に先生方の御希望、3年になったとか、3年から6年という中で先生方が希望されるというのが主な理由になるでしょうか。

○鈴木教育指導課長 やはり教員のキャリアプランの中で、そういったタイミングは教員が考えます。もちろん管理職との相談の上、決めております。

○服部教育長職務代理者 ありがとうございます。

○安江委員 1点だけ教えてほしいのですけれども、人事の中で、小学校から中学校に異動されている方がおられるのですけれども、こういったことは一般的に本人の希望とかを踏まえてよく行われることなのかどうか、教えていただければと思います。

○鈴木教育指導課長 数としては多くはございませんが、実際にそういった異動があるのも事実でございます。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第24号 西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○後藤教育長 日程第8 議案第25号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○高野統括指導主事 私からは、議案第25号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の解任及び任命についての専決処分につきまして、提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の解任及び任命につきまして、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事

務委任規則第5条の規定により専決処分をさせていただきましたため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

恐れ入ります、資料を1枚おめくりいただきまして、専決処分書を御覧ください。

委員の氏名及び区分は記載のとおりでございます。

令和8年4月1日任命となった委員につきまして、任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなっております。

私からの説明は以上でございます。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第25号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○後藤教育長 日程第9 議案第26号 西東京市立小学校学校運営協議会委員の任命について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○高野統括指導主事 私からは、議案第26号 西東京市立小学校学校運営協議会委員の任命について、の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市立碧山小学校及び谷戸第二小学校学校運営協議会委員の任命について、各学校長より御推薦をいただきました委員の任命を行うものでございます。

西東京市学校運営協議会規則におきまして、委員は学校長の推薦により任命することとしております。

委員の氏名及び区分につきましては、資料記載のとおりでございます。

任期は、令和8年4月22日から令和9年3月31日までとなります。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第26号 西東京市立小学校学校運営協議会委員の任命について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第10 議案第27号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○大谷学務課長 議案第27号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について、提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命につきまして、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により3月31日付で専決処分したため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

恐れ入りますが、2枚目の専決処分書を御覧ください。

教職員の人事異動により離任された教職員と新たに着任した教職員について、それぞれ解任、任命を行ったところでございます。

委員の氏名及び区分は記載のとおりで、任期は令和9年8月31日までとなっております。

以上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第27号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○後藤教育長 日程第11 議案第28号 西東京市図書館協議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○福所図書館長 議案第28号 西東京市図書館協議会委員の解任及び任命についての専決処分について、提案理由を説明申し上げます。

令和8年4月1日の学校長会の役員交代に伴う図書館協議会の委員の人事につきまして、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分をしたため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

詳細につきましては、恐れ入りますが、2枚目の専決処分書を御覧ください。

任期につきましては、令和8年4月1日から令和9年4月30日までとなります。

御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第28号 西東京市図書館協議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○後藤教育長 日程第12 議案第29号 令和8年度西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択方針について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○高野統括指導主事 私からは、議案第29号 令和8年度西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択方針について、提案理由を説明申し上げます。

これは、令和9年度に使用する西東京市立小・中学校特別支援学級の教科用図書について、採択方針を決定する必要があることから提案するものでございます。

詳細について説明いたします。通常の学級における教科用図書の採択につきましては、法令義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項により、原則4年ごとに行われ、採択された教科用図書は翌年度から4年間使用することとされております。特別支援学級の教科用図書は、学校教育法附則第9条により検定外の図書を採択するため、毎年度の採択が必要となります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則（平成13年西東京市教育委員会規則第7号）第2条第10号の規定により、本年度に採択する教科用図書は特別支援学級の教科用図書でございます。

なお、本年度に特別支援学級の教科用図書を採択する学校数は、小学校7校、中学校5校となります。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第29号 令和8年度西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択方針について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第13 報告事項に入ります。質疑は後ほど2回に分けて行いたいと存じます。

報告事項 （1）令和8年西東京市議会第1回定例会報告（教育関係）、説明をお願いいたします。

○佐野教育部長 それでは、令和8年第1回西東京市議会定例会に関しまして報告申し上げます。

お手元の報告資料を御覧ください。

日程につきましては、令和8年2月26日から3月27日まで、会期30日で開催されております。

条例等付議案件につきましては、西東京市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてが同意されました。

請願・陳情関係につきましては、ございませんでした。

代表質問・関連質問、一般質問につきましては、資料表紙裏面の目次を御覧ください。

2月27日から3月4日までの4日間で行われ、教育関係では、22名の議員から50本の質問をいただきました。それらを項目でまとめたものが、目次のナンバー1から26というところになるものでございます。

主な項目について説明申し上げます。小・中学校の建替えについて、給食調理の環境整備について、教室の空調設備について、部活動の地域展開について、校内別室指導について、

下野谷遺跡の保存・活用について、新中央図書館についてなどの御質問をいただきました。

詳細につきましては、後ほど1ページから12ページの資料を御参照願います。

○後藤教育長 ありがとうございます。

次に、報告事項 (2) 児童生徒数・学級数の状況について、説明をお願いいたします。

○大谷学務課長 私からは、令和8年4月7日現在の児童生徒数及び学級数について報告申し上げます。

はじめに、小学校の状況でございます。資料の1ページ目を御覧ください。

資料の上、A（通常学校）の表を御覧ください。表の右下の合計欄、児童数につきましては9,623名、学級数は326学級でございます。昨年4月と比較いたしますと、児童数で103名の減、学級数で3学級の減となっております。

次に下、左側、B（特別支援学級）の表を御覧ください。知的障害学級及び自閉症・情緒障害学級についてでございます。表の右側、児童数、学級数の合計欄を御覧ください。表の中段、知的障害学級の児童数は合計164名、学級数は29学級で、昨年4月と比較いたしますと、こちらが資料の右側でございます。児童数は19名の減、学級数は3学級の増となっております。続いて、自閉症・情緒障害学級の児童数の合計は122名、学級数は17学級で、昨年4月と比較いたしますと、児童数で10名の増、学級数で1学級の増となっております。

ページをおめくりください。次に、中学校でございます。

はじめに、資料上のA（通常学級）の表を御覧ください。表の右下の合計欄、生徒数は4,018名、学級数は120学級でございます。昨年4月と比較いたしますと、生徒数で39名の減、学級数で4学級の増となっております。

次に下、右側、B（特別支援学級）の表を御覧ください。こちらは知的障害学級及び自閉症・情緒障害学級についてでございます。表の右側、生徒数、学級数の合計欄を御覧ください。表の中段、知的障害学級の生徒数の合計は99名、学級数は14学級で、昨年4月と比較いたしますと、生徒数は20名の減、学級数は2学級の減となっております。続いて、自閉症・情緒障害学級の生徒数の合計は56名、学級数は9学級で、昨年4月と比較いたしますと、生徒数で1名の減、学級数の増減はございません。

○山崎教育部主幹（教育指導課） 続きまして、ページをおめくりください。3ページ目となります。

小学校の特別支援教室の入室者数でございます。表右下の合計欄をお願いいたします。令和8年4月7日現在の入室決定者数は、特別支援教室全体で463名、昨年4月との比較では24名の増となっております。

恐れ入りますが、ページをおめくりください。こちらは、中学校特別支援教室の生徒数でございます。表の右下、合計欄を御覧ください。令和8年4月7日現在の入室決定者数は、特別支援教室全体で118名、昨年4月との比較で3名の増となっております。

○後藤教育長 それでは、次に、報告事項 (3) 学校医等の委嘱について、説明をお願いいたします。

○大谷学務課長 私からは、学校医等の委嘱について、報告させていただきます。

本件につきましては、学校保健安全法第23条に基づきまして、西東京市医師会等の推薦に

より学校医を委嘱するものでございます。

学校医の配置につきましては、内科、眼科、耳鼻科、学校歯科、学校薬剤師につきまして、各1名配置となつてございます。

現在の委嘱期間につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2か年となつてございますが、表にございます4名につきまして、令和8年3月末日をもって退任の意向が示されたところでございます。

改めまして、西東京市医師会等から、下の表にございます4名について御推薦をいただきましたので、令和8年4月1日付にて委嘱をさせていただいたというものでございます。

○後藤教育長 報告事項 (1)から(3)までの説明が終わりました。質疑を受けます。

○今井委員 定例会報告のところで2点教えてください。

5ページの9番、保護者の負担軽減のところですが。保護者の負担軽減ということで、漢字学習とか計算学習などのアプリを導入というのが書いてあるんですが、私の記憶が古いので違ふかもしれないですけども、前にタブレットを配ったときに、おうちに通信環境がない場合はポケットWi-Fiを貸し出していたと思うんですけども、それが今はだいぶ何年かたったんですけども、今でも結構いるのかなとか、ちょっと減ってきたのかなとか、その辺がどうなったか、もしわかれば教えてください。

○高野統括指導主事 御家庭に通信環境がない方へのポケットWi-Fiの貸し出しについては、大きく増減はないものと伺っております。

○今井委員 ありがとうございます。結構何年かたちますけれども、通信環境が当たり前と言ったら変ですけども、割と増えてきているけれども、やっぱりないところは一定数変わらずいるというような感じですね。

○高野統括指導主事 通信環境のない御家庭、ごくわずかな御家庭ではあるのですが、学校にはいらっしゃいますということでお話を伺っております。

○今井委員 ありがとうございます。

あと一つ、8ページの15番、校内別室指導のところなんですけれども、昨年度は都の授業ということで4校やられたということで、去年もこれを質問したんですけども、来年度はどうなりますかというのをちょっと心配していて、今年度はどういうふうになったのかなというのを教えてください。

○高野統括指導主事 校内別室指導支援員の配置につきましては、今年度予算をお認めいただきまして、同じ4校に引き続いて配置させていただくことができました。

○今井委員 ありがとうございます。

○安江委員 市議会の定例会報告ですけども、こちらの3ページ、4ページの給食調理の環境整備についてというところで、質問④として「教育委員会事務局への栄養士の配置について伺う」という質問がありますけれども、4ページで「今年度から教育部内に栄養士を配置し」とあります。具体的には、教育部内というのは事務局の中に置かれているのか、またはどこかの学校に配置されているのかということを教えていただければと思います。

○大谷学務課長 栄養士につきましては、教育委員会の中の学務課の中に配置されてございます。

○安江委員 ありがとうございました。

質問でもう1点ですけれども、児童数・学級数のところで、特別支援学級と特別支援教室というふうに分かれていますけれども、具体的にはここに書かれている人数というのは重複しているのか、それとも別々のものであるのか教えてください。

○大谷学務課長 特別支援学級につきましては学務課で人数を管理してございまして、基本的には就学支援委員会の中で、学級に入級する児童生徒を決定しているというところでございます。人数については、重複はしてございません。

○安江委員 わかりました。ありがとうございました。

○服部教育長職務代理者 議会報告の5ページの保護者の負担軽減の一番下のところです。

「これまで保護者の方に購入をお願いしていた漢字や計算ドリル等の副教材の代わりに活用することについて指導助言をしている」とありまして、タブレットで全部変わっていくのではなくて、学年の発達課題に合わせてドリルの使用が考えられていたと思うんですが、具体的に何年生とかいうことは、こちらでお考えになっていますか。

○鈴木教育指導課長 おっしゃるとおり、学年の発達段階に応じて学習の定着の手だてというのは変わってきます。ただ、何年生までは紙、何年生からはタブレットというような明確な切り分けはしておりません。そこは学校の子どもたちの実態に応じて考えていくところかなと考えております。ただ、今後タブレットの活用がさらに進むことによって、タブレット活用によって定着できるものが、紙ではなくそちらで定着を図れるものについてはタブレット中心に移行していくことによって、タブレット活用の成果指標の一つかなというふうに考えております。その活用をしっかりと見ていきたいと思っております。

○服部教育長職務代理者 ありがとうございます。子どもの理解プラス、どうしてもペンを持つとか、筆圧とか、割と先進的にそういうことをやっているところで、子どもが字がとても下手になったとか、うまく書けなくなったとかいう話を聞きますので、十分に御配慮いただけたらいいかなと思います。ありがとうございました。

もう一ついいでしょうか。7ページの多様な教育的ニーズへの対応のところ、私が知っている小学校のお子さんがそのクラスに入っていますのでわかるんですが、難聴のお子さんが昔と違って今、首から機械をぶら下げて――ああ、違います。子どもは補聴器をつけていて、話す担当が首からかけていたり、またちょっと違う、2種類ぐらい見たんですけれども、難聴の子にとってすごくよい機械ができたなと思ってうれしいんですけれども。後半の「緘黙症の児童・生徒にはICT機器による音声出力機能を使用してもらうことで自らの意思や考えを表出することができる」というのは、キーボードを打ってそれが音声化されるとか。すみません、ちょっと意味がわからなかったのを教えてください。

○山崎教育部主幹（教育指導課） こちらは音声出力会話補助装置というものを使いまして、会話したときに……。

○後藤教育長 暫時休憩します。

午 後 2 時 47 分 休 憩

午 後 2 時 49 分 再 開

○後藤教育長 休憩を閉じまして、会議を再開します。

- 山崎教育部主幹（教育指導課） こちらは音声出力会話補助装置なんですけれども、事前にタッチパネル等に入力することによりまして、その音声が出ることによりまして相手方に物事を伝えるという装置になっております。
- 服部教育長職務代理者 その子どもがタッチパネルに触ることによって、「わかりました」とか、「わかりません」とか、そういう音声が出てくるということですか。
- 山崎教育部主幹（教育指導課） そのとおりでございます。
- 服部教育長職務代理者 ありがとうございます。できたらいつか本物を見てみたいと思います。
- 宍戸委員 議会報告の中の、児童・生徒の体力向上について。これは毎年、今年に限ってじゃなくて、こここのところずっと西東京市は都の平均と大体同じくらいで、全国ではやや低いというようなところを維持していて、いつもいつもそのままという感じがするんですが。ここに書いてあるように、各学校でマラソンだとか縄跳びだとか、いろいろ工夫してやっているんだけれどもというところが、体力向上とつながっていないような部分も。自分もやってきて、ちょっとそういうようなところの反省もあるんですけれども、何か今年度、こういう結果から、今後何か特化するような、例えば今年、去年あたりから体育の専科が配置されたりしているので、そういうところをもうちょっと強化して、何か市として体力向上に向けての取組を考えていけるのかななんて思っているんですが、いかがでしょうか。
- 鈴木教育指導課長 ありがとうございます。まずはこの現状を維持しているというところの、なぜ現状維持なのかというところの分析はしていきたいと思っております。その分析の先には、やはり各学校の取組をしっかりと市教委として把握するというところが大事なかなと思っております。
- 具体的な手だてというところですが、教科担任制が進むことによって体育担当を中心とした授業改善は進みます。また、今年度、市教委として力を入れるところとしては、オリンピック等を招聘して運動・スポーツへの意欲、やはり意欲というのは子どもたちの運動機会を増やす根本だと思いますので、そこは今年度力を入れていこうと考えております。いずれにしても、学校の取組を把握し、また評価して改善していきたいと思っております。
- 後藤教育長 よろしいでしょうか。
- 宍戸委員 ありがとうございます。
- 後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

次に、報告事項 （５）教育財産の引継ぎについて（報告）、の説明をお願いいたします。

- 古川地域学習推進課長 それでは、報告事項 （５）教育財産の引継ぎについて（報告）、を申し上げます。

資料の２、主な経緯を御覧ください。

本件につきましては、令和７年３月１０日に国史跡として追加指定を受けた土地でございまして、令和７年４月９日、市長へ土地取得の申出を行いました下野谷遺跡用地に関するものでございます。市長へ土地、財産取得の申出を行った後、市長部局におきまして土地の取得が行われまして、このたび教育財産として引き継ぎを受けたので、報告いたします。

下野谷遺跡につきましては、地権者の方から同意をいただいた候補地を国史跡として追加

指定いたしまして、その後、地権者の方の御事情に沿った形で公有地として取得させていただいております。今後も引き続き、既存の用地と併せまして下野谷遺跡の保存活用に努めてまいりたいと思います。

○後藤教育長 ありがとうございます。

次に、報告事項 (6) 令和8年度西東京市公民館事業計画、の説明をお願いいたします。

○近藤公民館長 私からは、令和8年度西東京市公民館事業計画について報告させていただきます。

本事業計画につきましては、西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則第22条の規定に基づき、毎年度実施すべき公民館事業につきまして、公民館の事業に関する計画を公民館運営審議会に諮り、作成し、教育委員会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料1ページを御覧ください。

西東京市公民館では、「つどう・まなぶ・つながる」をキャッチフレーズに、学級・講座、催しなどの開催、公民館保育室、公民館市民企画事業、公民館だよりの発行、学校出前講座としてまちなか先生、以上5つの事業を公民館の主催事業として位置づけ、展開しております。

2ページ、3ページ目をお願いいたします。令和6年度からスタートいたしました現在の西東京市教育計画を踏まえ、令和6年度から令和10年度までの5か年の公民館事業方針として、基本理念、基本目標、基本方針をお示ししております。西東京市公民館では、「市民とともにある公民館」を基本目標として掲げ、「開かれた公民館」「問いかける公民館」「地域とともに」という3つの基本方針に基づき、様々な事業の実施を通じて学びの機会の提供に努めるほか、各種自主グループの活動の場を無料で提供し、市民の主体的な学びを支援しております。

恐れ入ります、3ページ目をお願いいたします。「開かれた公民館」では、子どもから高齢者までライフステージに応じた事業を展開しており、令和8年度も子育て世代を対象とした短期、中期の保育あり講座、就労世代に向けた対面・オンラインどちらでの参加も可能なハイブリッドな講座、中学生、高校生を対象とした連続講座など様々な講座を企画・実施するとともに、これまで公民館を利用されたことのない方にも足を運んでもらえるよう、昨年5月からフルカラーとなってリニューアルいたしました公民館だよりをはじめ、市ホームページやSNS、FM西東京のラジオ番組などを通じて、公民館の活動や講座情報などの周知にも努めてまいります。

4ページ目をお願いいたします。「問いかける公民館」では、みずから主体的に学ぼうとする市民の学習活動を保障し、支援する教育機関といたしまして学びの場を提供するとともに、自主グループと共催で実施する市民企画事業などを通じて、公民館で活動する団体や自主グループが日頃の活動で培ったノウハウや学びを実践につなげ、さらに発展させ、市民の継続的な学びを支援してまいります。

「地域とともに」では、地域の課題を学習課題化し、地域防災、不登校などをテーマとした学びの場を提供するとともに、地域で活動する市民や団体、関係機関の出会いと交流の場となるよう、地域の交流スペースとしての環境整備や実行委員会方式による公民館まつり、

フェスティバル等のイベント実施にも取り組んでいるところでございます。

続きまして、5ページ以降から15ページまでは、公民館6館それぞれの主催事業についての事業計画となっております。

また、最終、16ページにつきましては、各館の事業をテーマ別、対象者別に整理した一覧表となっております。

恐れ入りますが、各公民館の個別の講座や事業につきましては、後ほど御覧いただければと思います。

○後藤教育長 ありがとうございます。

次に、報告事項 (7) 令和8年度西東京市図書館事業計画、の説明をお願いいたします。

○福所図書館長 私からは、報告事項 (7) 令和8年度西東京市図書館事業計画、につきまして報告申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の資料を1枚おめくりください。

実施事業でございますが、令和5年度に策定した令和6年度から令和10年度までを計画期間とする西東京市図書館計画における6つの基本方針に基づきまして、具体的な取組を推進してまいります。

令和8年度に取り組む主な事業について説明いたします。

基本方針1、資料の収集と保存を充実するために、につきましては、項目1、保谷駅前図書館のビジネス支援コーナーについて、関連資料の入替、更新等を行い、書架の充実を図ってまいります。

基本方針2、すべての市民に活用されるために、につきましては、項目4、テーマ別コーナーについて、世代を超えて関心が高い英語多読コーナーの書架の充実を図り、周知するための案内など情報提供を積極的に進めてまいります。

基本方針3、西東京市の文化・歴史を次世代に継承するために、につきましては、項目2、西東京市の歴史紙芝居の画像に音声データを付けた動画を図書館ホームページなどに掲載し、地域の学びに貢献できる資料作りに取り組んでまいります。

基本方針4、未来を担う子どもの読書活動を支援するためには、項目7、市内中学校の図書委員とのコラボレーションによる館内展示など、学校司書や生徒と連携し、事業を実施してまいります。

基本方針5、地域との協働、行政との連携を構築・向上するために、につきましては、項目1、武蔵野大学と連携した保育園、児童館、子育てひろば等におけるおでかけおはなし会などのアウトリーチ型事業について引き続き取り組んでまいります。

基本方針6、図書館サービスの基盤を維持するために、につきましては、項目2、昨年度リニューアルいたしました図書館管理システムとネットワークの安全な運用に努めてまいります。

○後藤教育長 ありがとうございます。

報告事項 (5) から (7) までの説明が終わりました。質疑を受けます。

○今井委員 公民館事業計画のところなんですけど、全ての方を対象に考えるのでとても大変だと思うのですけれども、ちょっと見ていて、ピンポイントで中高生の対象が少ないところと、

あるいはないところがあったかなというふうに思いまして。小学校までは私もそうでしたけれども、割と親が情報をとって親子で一緒に参加みたいな感じなんですけれども、中学生になるとそういう機会が一気に減り、何となく遠ざかってしまって、接点が切れてしまうんじゃないかなという心配を少しして。公民館の役割として、途切れなく全ての年代とつながるということも大切な視点なのかなというふうに思うので、その辺も意識して計画を考えてもらえたらまたうれしいなというふうに思いました。

とはいっても、中高生はちゃんと申し込みをして参加というのは多分難しいと思うので、例えば申し込み不要とか、出入り自由とか、あと児童館の夜間開館みたいに夜の時間、わくわくするような時間とかを使ってみるとか、内容というよりもおしゃべりするだけとかでもいいと思うんですけれども、ハードルを下げて企画してもらえたら、もしかしたらちょっと利用が増えるのかななんて思ったりしました。

あとはせっかく計画しても、その情報を中高生がとれるかとか、とりに来てくれるかという、やっぱりそこは恐らく機能しないと思うので、例えば情報を届けに行くスタンスとして、短い動画とかを見るのがはやっていますよね。ああいうものを大人が作るんじゃなくて中高生にちょっと出してもらって配信するとか、難しいと思うんですけれども、そういう知らせるという点も併せて考えてもらえたらうれしいなというふうに思いました。

以上です。

○近藤公民館長 様々御意見ありがとうございました。確かに、講座として中高生向けに実施している講座が各公民館少ないところはございます。各館の役割として、中央館である柳沢公民館、こちらは中高生向けの講座を担当しておりまして、令和6年度までは「K-P-O-Pを踊ろう！」といった形で、中学生、高校生を対象とした講座がありましたけれども、令和7年度につきましては様々な要因で中高生向けの講座が実施できませんでしたが、今年度は新たに中高生向けの講座を企画・検討中でございます。

また、様々なフェスティバルとか、公民館主催講座に関わる中高生とは連携を深めておりまして、ボランティアとしての公民館講座への参加とか、イベントへの参加という形で中高生には活躍いただいているところでございます。

今後の課題としまして、中高生に発信するといったところでは、動画を作成する講座などに中高生のアイデアを入れていただいて、若者に向けた公民館のPRといったものも検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○今井委員 ありがとうございます。

○安江委員 教育財産の引継ぎについてという項目に関してなんですけれども、下野谷遺跡の地図を見ますと指定範囲の周りにかなり住宅がいっぱいあって、実際に国史跡に指定されている土地と住宅との間というのは、明確な柵とか何かで区切られているのかどうか。今回財産を新しく引き継いだところは宅地となっていますけれども、住宅とかがないのかどうかということを教えていただければと思います。

○古川地域学習推進課長 用地取得した土地の管理というところでございますが、まず現況は、もともと家が建っていたところを更地にした状態で買上げをしております。その周りの柵に関しては、場所にもよるんですけれども、現況の住宅の柵を生かした形で、柵で覆っている

場所や簡易的なフェンスを置いているところ等の形で管理を行っています。買上げが終わっているところが空地として住宅地の中に点在しているという状態でございまして、現在買上げが終わっていないところ等につきましては毎年説明会等を実施しながら、御理解をいただきながら、買上げの申し出のあったところを土地買上げをして整備を順次進めているというような形になります。

○安江委員 ありがとうございます。この地図を見ますと指定範囲の中に点線で区切った区域がありますがけれども、ここにも住宅があって、この住宅に住んでいる人は指定範囲を通して出たり入ったりしているんだと思うんですけども、これについては特に柵とかがないという理解でよろしいでしょうか。

○古川地域学習推進課長 そうですね、こちらの点線の区域は今後保護を要する範囲というところでございまして、現況まだ住宅があるところもございます。ここには特に買上げた土地以外のところについて、道路につきましても、全て通常どおり通行が可能なような状態になっております。

○安江委員 通行可能な状態、道路みたいな形になっている、指定範囲であるということがわかるような状態になっているのかどうかということも一緒に教えていただければと思います。

○古川地域学習推進課長 買上げが終わったところにつきましては、国指定の史跡指定地ということで看板のほうを土地の中に出ささせていただいて、自由に入れるわけではないんですけども、外から見てここは史跡として指定されて買上げが終わっているところだという区別がちゃんとつくようになっております。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

○後藤教育長 日程第14 その他を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けます。

○服部教育長職務代理者 生成AIについて、生成AIリテラシーということが言われるようになり、小学校、新しいタブレットにGeminiでしたっけ、搭載されて――Geminiで合っていますか、入っていると思います。中学校のタブレットも同様かどうかということもあるんですが、もう配布された中にそれが入っていて、私たちが生活する中にも普通にGoogle検索したら入ってきていて、そういう中で、やっぱり子どもたちが学ぶということの中で生成AIをどう取り組んでいくかはもちろん考えておられると思うんですが、子どもたち自身がそれをどういう危機感を持てるかという意味では、リテラシー教育が必要であらうと思います。

さっき公民館でも中高生の話がありましたけれども、子どもたちが集って何か協力してくれて楽しいとかそういうことだけじゃなくて、自分たちの将来のためにも、そういったことをどう考えていくというようなことを考えられるプログラムが学校だけでなく公民館にもあったらいいと思いますし、質問としては、教育委員会の指導の中で具体的に何か計画しておられることがあるかをお聞きしたいと思っています。

○飯島教育企画課長 具体的に今、学校教育の中でというのは通常やっていますし、東京都からもそういった御案内が、せんだっての教育長会のほうでも通じてあったものです

から、令和9年度から新しい教育計画の策定の準備に入りますけれども、その中でも検討してまいりたいと考えております。

○服部教育長職務代理者 ありがとうございます。進化がものすごくて、生活への浸透もとてもあるものですから、現時点でどういうことをしているというのがあったら教えてください。

○飯島教育企画課長 授業でいいですか、それとも公民館とか。

○服部教育長職務代理者 授業でお願いします。

○飯島教育企画課長 授業で。

○高野統括指導主事 各学校で生成AIの活用については、授業の中で自分の意見をまとめるとか、あと客観的な意見を得るためにであるとか、そういった形で導入している事例があるということは伺っております。また、2月の校長会におきましては、生成AIの活用について授業場面で是非適切に活用してくださいということで、校長先生方、また副校長先生方へ周知いたしまして、これまでに出了れた都からの通知なども含めて改めてお知らせしたところでございます。

○服部教育長職務代理者 生成AIに考えてもらっちゃったとか、作文もそのまま使っちゃっているというような事例はないでしょうか。わからないですか。

○高野統括指導主事 現段階では学校からの報告はございません。また、リテラシーについても適切に指導するように、これまでの指導資料などを取上げながら学校に指導・助言は引き続き行っていきたいと考えております。

○服部教育長職務代理者 ありがとうございます。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

○後藤教育長 日程第13 報告事項 (4) 西東京市公立学校教職員に関する処分については、人事に関する案件であることから、先ほど決定しましたとおり、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午 後 3 時 15 分 休 憩

午 後 3 時 18 分 再 開

○後藤教育長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

以上をもちまして令和8年西東京市教育委員会第4回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午 後 3 時 18 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員